

選挙公営制度（公費負担）について

◇制度概要

選挙公営制度とは、お金のかからない選挙のため、また、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲内で、立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

町村の選挙における立候補環境改善を図るため、令和 2 年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙公営の対象が拡大されました。これによって、村議会議員選挙及び村長選挙における選挙運動費用の公費負担を実施するため、村条例を令和 2 年 12 月に制定しました。

◇選挙公営の対象と限度額

（１）選挙運動用自動車の使用（新）

- ①一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（運送契約）

64,500 円／日

- ②その他の契約（上記以外の契約による場合）

自動車の借入 16,100 円／日

燃料代 7,700 円／日

運転手の雇用 12,500 円／日

（２）選挙運動用ビラの作成（新）

- ①村議会議員選挙 作成限度枚数：1,600 枚（限度額単価：7 円 73 銭／枚）

- ②村長選挙 作成限度枚数：5,000 枚（限度額単価：7 円 73 銭／枚）

（３）選挙運動用ポスターの作成（新）

作成限度枚数：掲示場の数

限度額単価：(541 円 31 銭×ポスター掲示場数+316,250 円) ／ポスター掲示場数

（４）選挙運動用通常葉書の使用

郵便局で「選挙用」の表示を受けた選挙運動用通常葉書は、無料で差し出すことができます。

- ①村議会議員選挙 候補者 1 人あたり 800 枚

- ②村長選挙 候補者 1 人あたり 2,500 枚

※注：限度額を定額で交付するものではなく、限度額の範囲内で実際に要した費用を交付するものです。

※注：ポスター掲示場数は、村選挙管理委員会が選挙の都度に決定するものです。

※注：費用は候補者に交付されるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を候補者が村選挙管理委員会に届出し、この契約業者等が村へ請求する仕組みになっているものです。

◇供託金制度の導入

(1) 村議会議員 15万円 (新)

(2) 村長選挙 50万円

※注：供託没収点（村議会議員の場合→有効投票総数を議員定数で割った数の10分の1、
村長の場合→有効投票総数の10分の1）に達する得票を得られないと公費負担は受け
られず、要した費用の全額が候補者の自己負担となります。

◇対象となる期間

立候補の届出のあった日から、選挙期日の前日まで（選挙運動のできる期間）が公費負担の対象
期間となります。なお、無投票となった場合は、告示日に限り公費負担の対象となります。

◇選挙公営に関する資料等

関連条例、様式等を掲載。